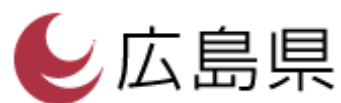


水防災意識社会再構築ビジョンに基づく 取組について

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会
(西部建設事務所管内【西ブロック】)



平成29年1月

<目次>

水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組について～直轄河川における取組～

- 水防災意識社会再構築(社会資本整備審議会答申)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 水防災意識社会再構築ビジョン概要(直轄河川)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

水防災意識社会再構築ビジョンの展開について～都道府県管理河川への拡大～

- 都道府県管理河川での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 平成28年台風10号による岩手県の出水概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 台風10号豪雨災害における避難に関わる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 都道府県管理河川への拡大の取組み～当面の緊急的な対応～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 都道府県管理河川の取組スケジュール(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

水防災意識社会再構築ビジョンへの対応について～広島県管理河川における取組～

- 減災対策協議会の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 減災対策協議会のスケジュール(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

水防災意識社会再構築ビジョン に基づく取組について

～直轄河川における取組～

水防災意識社会 再構築(社会資本整備審議会答申)

みず ぼう さい 水防災意識社会 再構築とは

我が国では、近代的河川改修が実施される以前の施設の能力が低く水害が日常化していた時代には、水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識が社会全体に根付いていた。

その後、近代的河川改修が進み、水害の発生頻度が減少したことに伴い、社会の意識は「水害は施設整備によって発生を防止するもの」へと変化していった。

今後、気候変動により、今回の鬼怒川のような施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されることを踏まえると、河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」への意識を革新し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申 ～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

○ 行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○ 対応すべき課題

- 危険な区域からの立ち退き避難
 - ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
 - ✓ 市町村境を越えた広域避難
- 水防体制の弱体化
- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○ 住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実戦的なソフト対策の展開を図る

- 円滑かつ迅速な避難の実現
 - ・ 家屋倒壊危険区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
 - ・ 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
 - ・ スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等
- 的確な水防活動の推進
 - ・ 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等
- 水害リスクを踏まえた土地利用の促進
 - ・ 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
 - ・ 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

○ 危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

- 減災のための危機管理型ハード対策の導入
 - ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
 - ・ 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

水防災意識社会再構築ビジョン概要(直轄河川)

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

- <ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。
- <ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して被災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>
 ○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
 いわゆる粘り強い構造の堤防の整備



<洪水を安全に流すためのハード対策>
 ○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

水防災意識社会再構築ビジョン の展開について

～都道府県管理河川への拡大～

都道府県管理河川での取組

水防災意識社会再構築ビジョンの拡大

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、**施設では守りきれない大洪水は必ず発生する**との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき直轄管理河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策が推進されている。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、**中小河川においても甚大な被害が発生**しており、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、**全ての地域において取組を推進していくことが必要**である。

このため、**都道府県管理河川についても、水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、関係市町村等と連携し減災に向けた対策を一体的・総合的・計画的に推進して行く必要がある。**

平成28年台風10号による岩手県の出水概要

- いわいずみ
 □ 平成28年8月29日から30日にかけての台風10号に伴う豪雨により、岩手県の岩泉雨量観測所(气象台)にて総降水量248.0ミリ(29日0時～30日24時)，時間最大雨量70.5ミリ(30日18時21分)を観測。※盛岡地方气象台資料より
- おもとがわ
あかしか
 □ これにより、岩手県が管理する小本川水系(流域面積731km²)の赤鹿水位観測所(堤防高4.87m)において、観測史上最高の水位(6.61m)を記録する洪水が発生。※赤鹿水位観測所の氾濫注意水位は2.50m
- しず
 □ この洪水により岩泉町内を流下する小本川および清水川での溢水，越水，決壊により小本川全体で床上723戸，床下121戸，浸水面積約339haとなる浸水被害が発生。※岩手県県土整備部河川課調べより



出典：「平成28年8月台風により被災した岩手県管理河川における緊急的な治水対策について」
 (平成28年12月9日 国土交通省・岩手県) より抜粋
 「河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会【今次水害について】」
 (平成28年10月21日 国土交通省水管理・国土保全局) より抜粋

台風10号豪雨災害における避難に関わる課題

- 平成28年台風第10号に伴う豪雨災害において岩手県岩泉町にて要配慮者施設における避難の遅れが発生し、中小河川における避難に関わる課題が浮き彫りになった。

※報道ベースで整理
今後、更なる調査・分析が必要

✓ 小本川は水位周知河川に指定されておらず、浸水想定区域も公表されていなかった。【県】

- 岩手県は、水位周知河川指定に向けて浸水想定区域の検討を行っていたが、東日本大震災に伴う地盤沈下等により、河川指定、区域公表がなされていなかった。 → 水害危険性の周知の取組の促進

✓ 小本川沿川地域で避難勧告が出ていなかった。【市町村】

- 県からの情報が首長に伝わっていなかった。
(県土木事務所から町職員へ伝達したが町長へ伝わらなかった。)
(小本川では避難勧告発令の基準を設定しており今回の災害では基準を超えていた。)
- 首長に対する技術支援がなかった。
(水位の上昇が早く臨機の対応ができなかった。) → ホットラインの構築

✓ 避難行動に踏み切れなかった。【施設管理者】

- 「避難準備情報」の意味が施設管理者に理解されていなかった。
(今回被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった) → 施設管理者への説明会の開催

✓ 小本川の河川整備が遅れていた。【県】 → 着実な河川整備の推進

都道府県管理河川への拡大の取組み～当面の緊急的な対応～

□ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組拡大に関する内容は以下のとおりです。

✓ 平成28年秋に実施

- 都道府県等から市町村への緊急的な注意喚起
 - ・過去の水害実績等の情報提供
 - ・豪雨災害に注視すべき河川情報等に関する助言

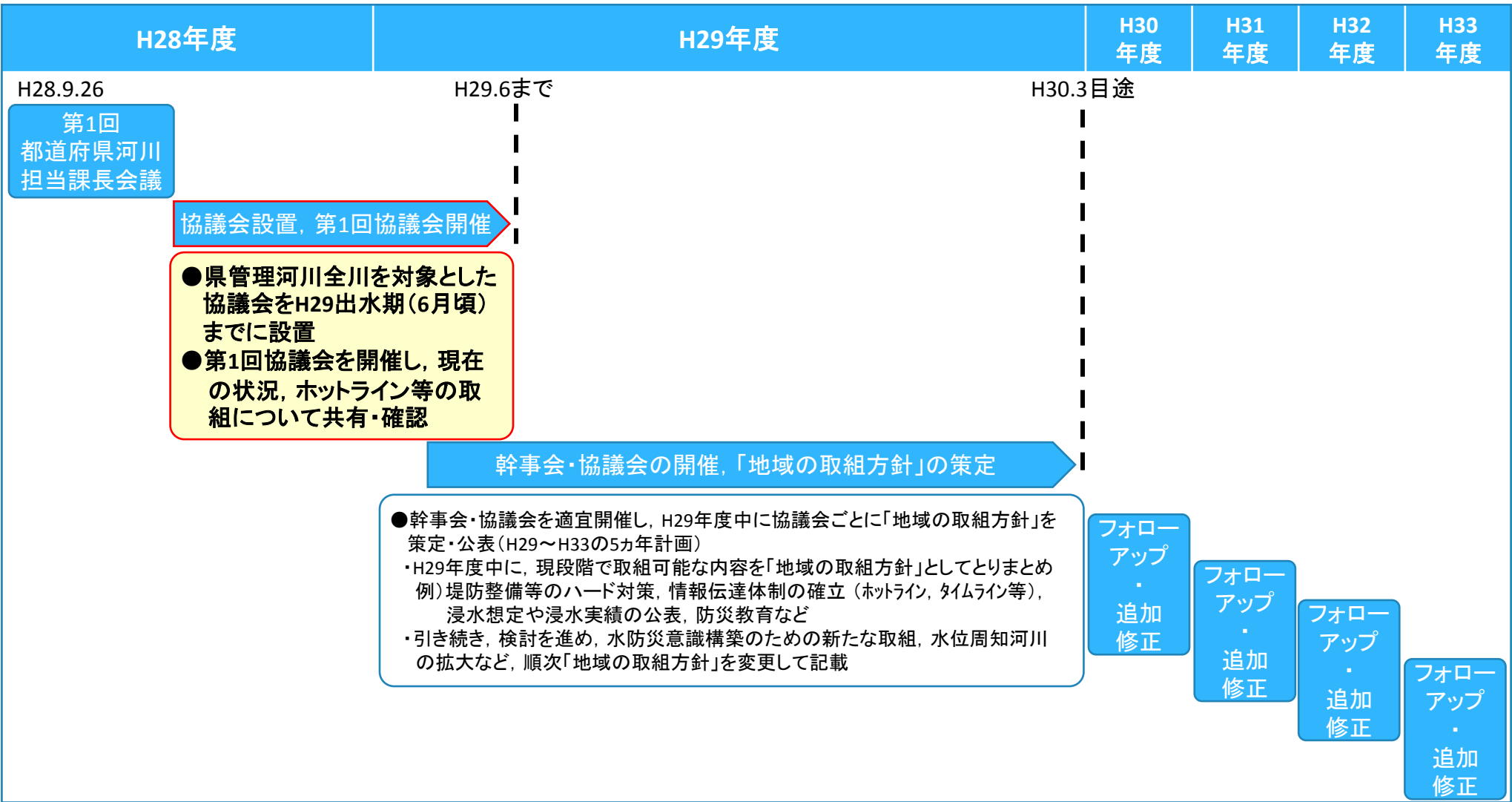
- 全国都道府県等管理河川担当者会議の開催
 - ・今次水害の実態等，課題の共有，今後の取組方針の説明

✓ 平成29年出水期までに実施

- 全国の要配慮者利用施設への説明会の開催
 - ・厚労省等の関係機関との連携
 - ・避難を検討する際の河川情報等に関する理解を深める説明会の開催
- ホットラインの構築（沿川全市町村）
 - ・洪水時等に沿川市町村長に直接連絡する体制を構築
 - ・地域の実情に応じた伝達方法・留意点を整理したガイドラインを作成・提供
- 協議会における各種取組みの推進
 - ・総合流域防災協議会を活用するなどにより，県及び市町村等からなる協議会の設置を促進
 - ・浸水範囲の共有，情報伝達方法の確認等，ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進

都道府県管理河川の取組スケジュール（案）

□ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川における取組スケジュール(案)は以下のとおりです。



出典：「国土交通省資料」より抜粋

水防災意識社会再構築ビジョン への対応について

～広島県管理河川における取組～

減災対策協議会の取組方針

- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」での取組と合わせて、県、市町、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画する減災対策協議会を設置し、市町長が発令する避難勧告等の判断に資する情報を共有し、住民の適切な避難行動を推進します。
- 減災対策協議会ごとに、避難勧告等の発令に資する情報提供について、県と市町で協議を行い、概ね5年以内に実施する取組をまとめ、順次実施していきます。



事務所	対象市町
西部建設事務所 (本所, 廿日市支所, 安芸太田支所)	広島市(中区, 東区, 南区, 西区, 安佐南区, 安佐北区, 安芸区, 佐伯区), 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町(5市6町)
西部建設事務所 (呉支所, 東広島支所)	呉市, 竹原市, 東広島市, 大崎上島町(3市1町)
東部建設事務所 (本所, 三原支所)	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅町, 神石高原町(4市2町)
北部建設事務所 (本所, 庄原支所)	三次市, 庄原市(2市)

広島県減災対策協議会設置区分図

